

支部役員に関する規約

(平成 11 年 3 月 3 日 理事会議定)

(平成 16 年 3 月 8 日より一部改定)

(平成 23 年 3 月 17 日より一部改定)

(平成 27 年 3 月 6 日より改定)

(平成 27 年 8 月 19 日より一部改定)

(構成)

第 1 条

第 1 項 日本金属学会中国四国支部ならびに日本鉄鋼協会中国四国支部に各 4 名の支部幹事を選任し、幹事会を設ける。

第 2 項 各幹事会は、企業側より選任された支部幹事 2 名、ならびに大学・公的機関側より選任された支部幹事 2 名から構成されるものとし、同一の機関（企、業大学等）より 2 名以上の支部幹事は、選任されないものとする。

第 3 項 上記の支部幹事とは別に支部長補佐のため支部専任幹事、会計担当幹事、行事担当幹事、企画担当幹事を設置する。

第 4 項 同一の機関（企、業大学等）より 2 名以上の支部委員は選任されないものとする。

第 5 項 支部地区代表は同一事業所から 1 名程度とする。

(任期)

第 2 条 任期は 1 期 2 年とする。

(改選)

第 3 条

第 1 項 支部幹事は 1 年毎に半数を改選する。支部長は、改選に当たり、その時点の支部幹事および支部専任幹事と協議して、支部幹事を任命する。

第 2 項 ただし、本規約が発効した年度に限って、前年度の幹事の内、半数は本規約発効年度まで留任することとする。

第 3 項 大学・公的機関より選出される幹事は地域のバランスを考慮して偏らないように選出する。また、支部講演大会の幹事校から一人選任する。企業より選出される支部幹事については別に規定する。

(再任)

第 4 条 支部専任幹事、行事担当幹事、企画担当幹事、支部幹事および支部委員は 2 期を超えて連続して支部役員に選任されないものとし、解任後、1 年以上の期間が経過した時は再任できるものとする。

(規程の変更又は廃止)

第 5 条 この規約の変更又は廃止は、支部幹事会の議決を経て、支部委員会の承認を要する。

付則

1. この規程は平成 27 年 3 月 6 日より施行する
2. 平成 28 年 3 月 14 日より一部改正